

◎新潟県告示第1110号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成27年8月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成27年4月10日	横山 晴雄	二級建築士	第3010号	死亡
平成27年4月10日	中野 岳	二級建築士	第17649号	申請
平成27年4月24日	大沼 明彦	二級建築士	第11242号	申請
平成27年4月24日	小野塚 武志	二級建築士	第5571号	申請
平成27年6月26日	笹川 正明	二級建築士	第8303号	申請